

法人が診療所を開設する場合の医療法関係手続き

● 法人の設立（または定款変更）認可

医療法人の場合は、神奈川県医療課法人指導グループ（TEL045-210-4869）が窓口です。

● 開設許可申請（第2号様式） [手数料 18,150 円]

法人開設の場合は、開設にあたり許可申請が必要です。なお、「診療所開設許可申請書」が受理されてから、開設許可証の交付まで、2週間程度かかります。

【開設許可申請の際、持参いただく書類】

- 1 管理者（院長）の免許証※の原本及び写し、履歴書
- ※ 医籍登録年月日が平成16年4月1日以降、歯科医籍登録年月日が平成18年4月1日以降の方は、臨床研修修了登録証
- 2 敷地の平面図
- 3 建物の構造概要・平面図（各室の用途（室名）が明示されたもの）
- 4 敷地周囲の見取図（案内図）
- 5 定款または寄附行為
- 6 法人の登記簿謄本
- 7 土地・建物の登記簿謄本（自己所有の場合）
- 8 土地・建物の賃貸借契約書（賃貸借の場合）
- 9 建築基準法の建築確認済証か完了検査済証
（自己所有で、開設にあたり新築あるいは大規模改修をした場合）
- 10 麻酔科を標榜する場合は、麻酔科標榜許可証の原本・写し

● 入院施設を有する場合…構造設備使用許可申請（第19号様式）[手数料 22,260 円]

開設許可証の交付後、診療開始前に、「構造設備使用許可申請」をし、使用前検査を受ける必要があります。なお、「構造設備使用許可申請」が受理されてから、使用許可証の交付まで、2週間程度かかります。

※ 診療所開設後すぐにエックス線装置を使用する場合には、建物の構造設備使用許可申請と同時に、エックス線装置設置届を提出してください。

● 開設届の提出（第5号様式）

開設から10日以内に「病院（診療所、助産所）開設届」の提出が必要です。

この場合の「開設」とは、「診療開始日」ではなく、診療体制（患者を受け入れられる体制）が整った状態をいいます。保険医療機関の指定手続きの日程などを考慮して、「開設日」を設定してください。

<保険医療機関についての問い合わせ>

関東信越厚生局神奈川事務所審査課 TEL045-270-2053

【開設届提出の際、持参いただく書類】

- 1 管理者（院長）の免許証の写し、履歴書
- 2 以下の医療従事者全員の免許証の原本及び写し、履歴書
（医師、歯科医師、助産師、薬剤師）
- 3 1、2のうち医師、歯科医師の方の臨床研修修了登録証※

※ 医籍登録年月日が平成16年4月1日以降、歯科医籍登録年月日が平成18年4月1日以降の方

※ 医師が常時3人以上勤務する場合には、原則として専属薬剤師を置く必要があります。

● エックス線装置を備える場合（第20号様式）

エックス線装置設置後、10日以内に「エックス線装置設置届」の提出が必要です。

入院施設を有する診療所の場合は構造設備使用許可を要します。

【参考：開設後の変更に係る手続きについて】

開設時に許可を受けた内容、届出をした内容に変更を生じる場合は手続きが必要です。

なお、診療所を移転する場合には原則廃止・開設の手続きとなります。

○ 変更にあたり、許可が必要な事項（変更許可申請）（第4号様式）【事前】

- ・ 開設の目的、維持の方法
- ・ 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の定員
- ・ 敷地の面積、平面図
- ・ 建物の構造概要、平面図
- ・ 歯科技工室の構造設備の概要
- ・ 病床数、病床の種別ごとの病床数、各病室の病床数（増加の場合）

※「変更許可申請」が受理されてから、変更許可証の交付まで、1週間程度かかります。

○ 変更にあたり、届出が必要な事項（変更届）（第8号様式）【変更後10日以内】

- ・ 開設者（法人）の名称、主たる事務所の所在地
- ・ 管理者（院長）の住所、氏名
- ・ 診療所の名称
- ・ 診療科目
- ・ 病室の病床数の減少

・定款、寄附行為又は条例

【備考】

- ◆ 申請・届出書類等は2部持参し、1部は控えとして保管してください。
- ◆ 医療法関係手続きの届出・申請様式は、当所のホームページ又は「e-kanagawa 電子申請」からダウンロードできます。
- ◆ 広告可能な診療科目名については、「医療広告ガイドライン」を御参照ください。
- ◆ 個人開設診療所を法人開設診療所にする場合は、次の手続きが必要です。

- ① 法人開設診療所の開設届の提出と同時かそれ以前に、個人開設診療所の廃止届を提出すること。(廃止届の提出は、廃止から10日以内)
- ② エックス線装置を有する診療所の場合は、個人開設診療所としてのエックス線装置廃止届および法人開設診療所としてのエックス線装置設置届を提出すること。
- ③ 麻薬診療施設(麻薬施用者が勤務する診療所)の場合、麻薬所有届を個人開設者名で提出すること。さらに麻薬を所有する場合は、麻薬譲渡届等を提出すること。
- ④ 覚せい剤原料指定失効報告を個人開設者名で提出すること。また、覚せい剤原料を所有する場合は覚せい剤譲渡報告を提出すること。
- ⑤ 結核指定医療機関・被爆者一般疾病医療機関の場合も、個人開設診療所としての廃止届を提出し新たな申請をすること。申請先は厚木保健福祉事務所大和センター保健予防課になります。

※ 手続きの際は、事前に御相談ください。

厚木保健福祉事務所大和センター管理企画課 TEL046-261-2948

※ ③④については厚木保健福祉事務所大和センター環境衛生課、⑤については保健予防課にそれぞれお問合せください。